

## 豊島区狭小住戸集合住宅税条例施行規則

平成16年5月19日

規則第62号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区狭小住戸集合住宅税条例(平成15年豊島区条例第46号。以下「条例」という。)第11条、第12条第2項、第15条、第17条及び第18条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(寄宿舍等)

第3条 寄宿舍、下宿、寮等として建築確認申請がなされた場合であっても、寝室又は宿泊室に台所、便所及び浴室が付置されている等、独立した生活が完結できる設備であって共同住宅と同様の形態である場合は、当該建築確認申請に係る建築物は、条例第2条第1号の規定の適用については、集合住宅とみなす。

(納税管理人に係る申告書等の様式)

第4条 納税管理人に係る申告書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 納税管理人申告書 別記第1号様式
- (2) 納税管理人承認申請書 別記第2号様式
- (3) 納税管理人を定めないことに係る認定申請書 別記第3号様式
- (4) 納税管理人承認(認定)通知書 別記第4号様式

(納入通知書)

第5条 納入通知書は、豊島区特別区税条例施行規則(昭和40年豊島区規則第5号)第14条の納入通知書(豊島区特別区税条例施行規則別記第62号様式)による。

(納付書)

第6条 納付書は、別記第5号様式による。

(申告納付に係る申告書等の様式)

第7条 申告納付に係る申告書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 狭小住戸集合住宅税申告書 別記第6号様式
- (2) 狭小住戸集合住宅税修正申告書 別記第7号様式

(更正及び決定等に係る通知書)

第8条 狭小住戸集合住宅税更正・決定等通知書は、別記第8号様式による。

(更正請求書)

第9条 狭小住戸集合住宅税更正請求書(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第20条の9の3第1項及び第2項の規定による更正請求書)は、別記第9号様式による。

(督促状)

第 10 条 狭小住戸集合住宅税督促状(法第 693 条の督促状)は、別記第 10 号様式による。

(減免)

第 11 条 条例第 17 条第 1 項第 1 号に規定する国又は地方公共団体が特定の政策目的のために行うときは、次の各号のいずれかに掲げる場合とし、当該各号の事業の目的に合致する狭小住戸の戸数に係る狭小住戸集合住宅税を免除する。

- (1) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 2 第 5 項に規定する痴呆対応型老人共同生活援助事業として集合住宅の建築等を行うとき。
- (2) 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 4 条第 10 項に規定する知的障害者地域生活援助事業として集合住宅の建築等を行うとき。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 50 条の 3 の 2 第 4 項に規定する精神障害者地域生活援助事業として集合住宅の建築等を行うとき。
- (4) その他東京都が要綱等で規定する重度身体障害者グループホーム及び知的障害者グループホームを集合住宅として建築等を行うとき。

2 条例第 17 条第 1 項第 2 号に規定する区の特定の政策に基づく集合住宅として必要であると区長が認めるときは、国又は地方公共団体以外の者が、前項各号のいずれかに掲げる集合住宅の建築等を行う場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる場合とし、当該各号の事業の目的に合致する狭小住戸の戸数に係る狭小住戸集合住宅税を免除する。

- (1) 区が実施する居住環境総合整備事業に基づく建替促進助成を受けて建て替えられる集合住宅として建築等を行うとき。
- (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 34 条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である集合住宅として建築等を行うとき。

3 減免申請に係る申請書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 狭小住戸集合住宅税減免申請書 別記第 11 号様式
- (2) 狭小住戸集合住宅税減免決定通知書 別記第 12 号様式
- (3) 狭小住戸集合住宅税減免不承認通知書 別記第 13 号様式

(賦課徴収)

第 12 条 豊島区狭小住戸集合住宅税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、豊島区特別区税条例施行規則(昭和 40 年豊島区規則第 5 号)の定めるところによる。

(様式)

第 13 条 区長は、狭小住戸集合住宅税の賦課徴収に係る文書の様式については、この規則に定めるもののほか、豊島区特別区税条例施行規則に定める様式に所要の修正を加え、使用することができる。

附 則

この規則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 34 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 9 日規則第 12 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 10 月 1 日規則第 87 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の様式の様式用紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、又は読替えを行い、なお使用することができる。

3 この規則の施行の際現に存する郵便振替払出証書及び郵便為替証書で、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 19 年政令第 235 号。以下「政令」という。)

附則第 11 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するとされる、政令第 9 条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 156 条第 1 項第 2 号に規定する普通地方公共団体の歳入の納付に使用することができるもののうち、発行の日から起算し、175 日を経過しているものは、受領してはならない。

別記様式 略